

堺市公報 第209号	令和4年3月11日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則  
【健康福祉局生活福祉部地域共生推進課】…………… 3

<告示>

- 住居表示の街区の区域の変更について  
【市民人権局市民生活部戸籍住民課】…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について  
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称 変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在 地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止 について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	16
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	16
○介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	19
○介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	22
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	24
○介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	26
○道路法に基づく自転車歩行者専用道路の指定について	
【建設局土木部路政課】	27
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について	

【建設局土木部路政課】	27
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	28
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	30
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	30
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	31
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	31
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	32
<b>&lt;上下水道局公告&gt;</b>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	32
<b>&lt;監査委員公表&gt;</b>	
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	33

## 規 則

堺市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第7号

堺市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

堺市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年規則第61号）の一部を次のように改正す

る。

様式第1号及び第4号中「公共職業安定所」の次に「、無料職業紹介事業を行う地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業相談を行う職業紹介事業者」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市生活困窮者自立支援法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市生活困窮者自立支援法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

## 告 示

### 堺市告示第72号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更について、次のとおり告示する。

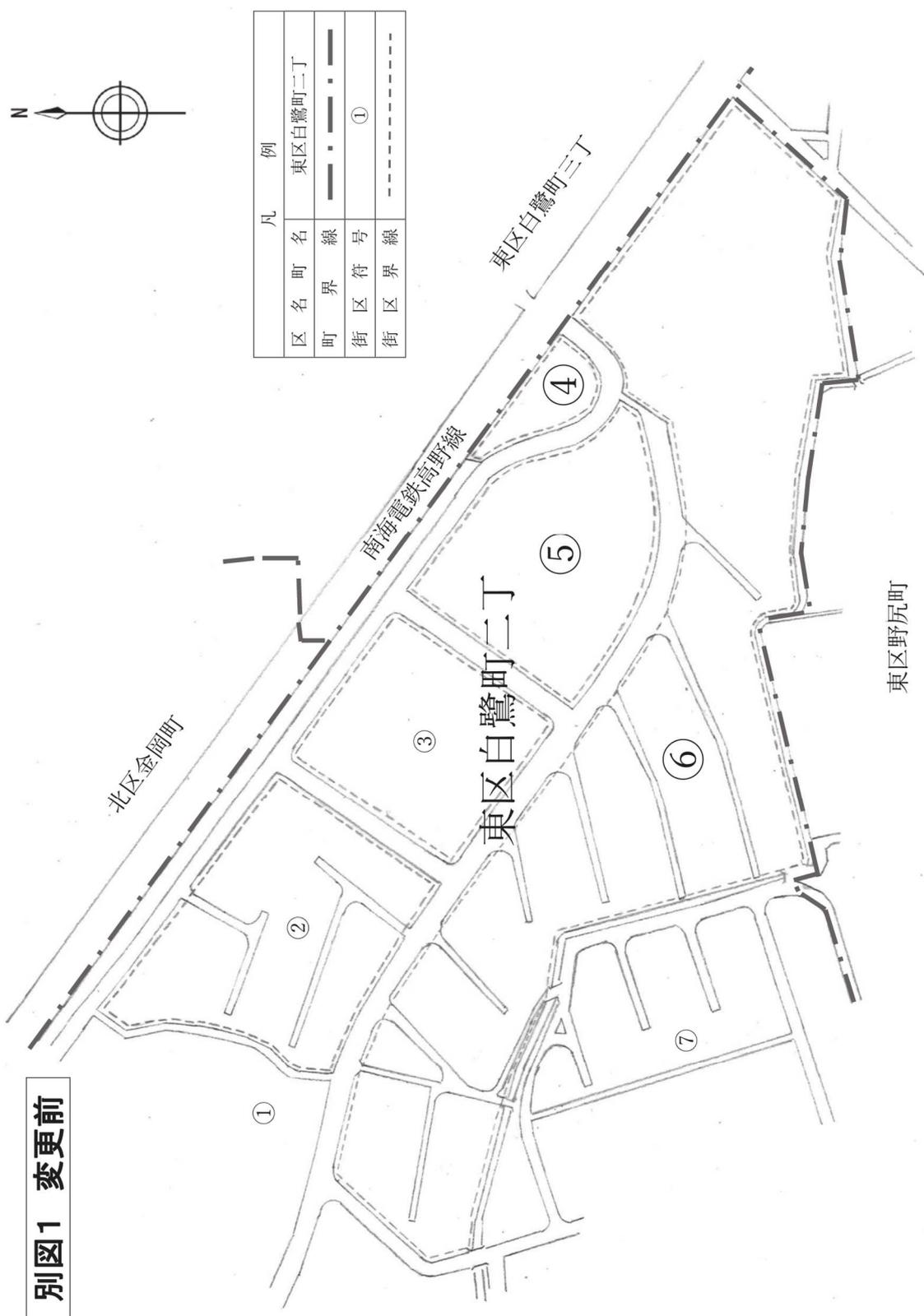
令和4年3月11日

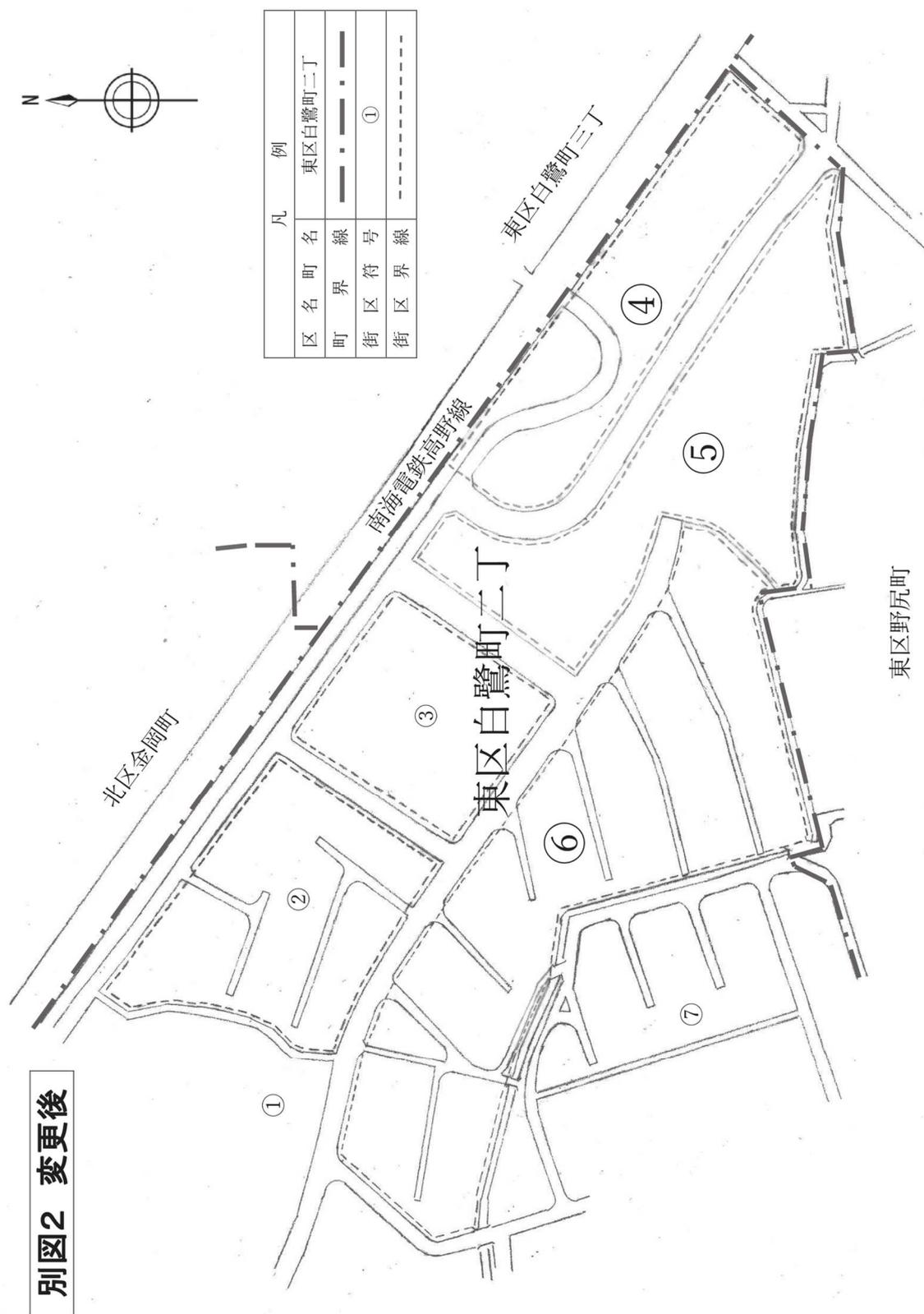
堺市長 永 藤 英 機

- 1 区名及び町名  
東区白鷺町二丁
- 2 実施期日  
令和4年3月11日
- 3 変更内容  
住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
東区白鷺町二丁	4	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
東区白鷺町二丁	5	街区の区域の変更	
東区白鷺町二丁	6	街区の区域の変更	





堺市告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
さくらい皮膚科クリニック	堺市東区北野田1084 ベルヒル北野田2F208	令和4年2月1日
安武医院	堺市西区上野芝向ヶ丘町5-19-21	令和4年1月1日
泉ヶ丘皮フ科・内視鏡クリニック	堺市南区三原台1-1-3 ジョイパーク泉ヶ丘2階	令和4年1月4日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
のさか歯科クリニック	堺市東区日置荘西町5-1-3	令和4年2月1日
福家歯科	堺市堺区一条通13-23 コノミヤ堺東店2階	令和4年2月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
リックス薬局	堺市堺区北瓦町2-1-2	令和4年2月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションセカンド・ケア	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル7階	令和4年2月1日
訪問看護ステーションバッテリー	堺市西区浜寺船尾町西3-91-1 浜寺ギャラリーコート205	令和4年1月1日

堺市告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
安武医院	堺市西区上野芝向ヶ丘町5-22-8	令和3年12月31日
泉ヶ丘皮膚科クリニック	堺市南区茶山台1-2-1 泉ヶ丘センタービル1F	令和4年1月3日
土井クリニック	堺市南区三原台4-1-7	令和4年1月31日

2 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
雨にもまけず訪問看護ステーション	堺市西区北条町2-23-6-1	令和3年6月30日

訪問看護ステーションハ ピネスウイング	堺市中区深井水池町2861 ラビアン ローズ103号室	令和4年1月31日
大空訪問看護ステーショ ン	堺市東区西野192-7	平成30年8月31日

堺市告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
わかば薬局	キリン堂薬局わ かば光明池店	堺市南区鴨谷台2-1-5 サ ンピア2番館2階	令和4年1月1日

堺市告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問看護ステーションみやび	堺市北区金岡町2214-2	堺市北区金岡町2302-1	令和4年1月11日

堺市告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	マルイチ薬局	堺市堺区北庄町2-1-15	令和3年12月1日

堺市告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、

次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
訪問看護	安武医院	堺市西区上野芝向ヶ丘町5-22-8	令和3年12月31日
居宅療養管理指導	安武医院	堺市西区上野芝向ヶ丘町5-22-8	令和3年12月31日
訪問リハビリテーション	安武医院	堺市西区上野芝向ヶ丘町5-22-8	令和3年12月31日
居宅療養管理指導	土井クリニック	堺市南区三原台4-1-7	令和4年1月31日
訪問リハビリテーション	土井クリニック	堺市南区三原台4-1-7	令和4年1月31日
訪問看護	土井クリニック	堺市南区三原台4-1-7	令和4年1月31日
居宅療養管理指導	野津歯科医院	堺市西区堀上緑町1-8-63-102	令和3年10月5日
訪問介護	アースサポート堺中央	堺市堺区向陵中町5-1-19	令和4年2月28日

堺市告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に

より告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
居宅療養管理指導	土井クリニック	堺市南区三原台4-1-7	令和3年12月28日
訪問リハビリテーション	土井クリニック	堺市南区三原台4-1-7	令和3年12月28日
訪問看護	土井クリニック	堺市南区三原台4-1-7	令和3年12月28日

堺市告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
特定介護予防福祉用具販売	ライフファクトリー	福祉用具そらまめ	堺市堺区向陵東町3-6-32 サンロワール中百舌鳥1B	令和4年1月1日

特定福祉用具販売	ライフファクトリー	福祉用具そらまめ	堺市堺区向陵東町3-6-32 サンロワール中百舌鳥1B	令和4年1月1日
介護予防福祉用具貸与	ライフファクトリー	福祉用具そらまめ	堺市堺区向陵東町3-6-32 サンロワール中百舌鳥1B	令和4年1月1日
福祉用具貸与	ライフファクトリー	福祉用具そらまめ	堺市堺区向陵東町3-6-32 サンロワール中百舌鳥1B	令和4年1月1日
介護予防居宅療養管理指導	わかば薬局	麒麟堂薬局わかば光明池店	堺市南区鴨谷台2-1-5 サンピア2番館2階	令和4年1月1日
居宅療養管理指導	わかば薬局	麒麟堂薬局わかば光明池店	堺市南区鴨谷台2-1-5 サンピア2番館2階	令和4年1月1日

堺市告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永藤英機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
-------	----	---------	---------	-------

介護予防訪問看護	訪問看護ステーションみやび	堺市北区金岡町22-14-2	堺市北区金岡町23-02-1	令和4年1月11日
訪問看護	訪問看護ステーションみやび	堺市北区金岡町22-14-2	堺市北区金岡町23-02-1	令和4年1月11日
居宅介護支援	ケアプランセンターほのほの旭ヶ丘	堺市堺区旭ヶ丘中町2-4-13	堺市堺区旭ヶ丘南町1-3-23	令和4年1月1日
居宅介護支援	ケアプラン花菜	堺市西区上野芝町2-6-30-403	堺市西区上野芝町2-5-1 ライオンズマンション上野芝駅前207	令和4年1月1日

堺市告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永藤英機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
橋本 紅梅	紅梅鍼灸院	堺市南区宮山台3-11-1-2	令和4年3月1日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日

北川 成美	エール整骨院	堺市堺区住吉橋町1-2-16	令和4年1月1日
-------	--------	----------------	----------

堺市告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

1 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
補伽 正明	整骨院グリーンレスト東八田院	堺市中区東八田107-2	平成31年2月28日

堺市告示第84号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776100709
事業所名称	ケアプランセンターベスト
事業所所在地	堺市中区上之566-5
指定の申請者	株式会社夢花
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区福田453番地
代表者名	平井武
廃止年月日	令和2年4月10日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2770102982
事業所名称	居宅介護支援事業・おおみの
事業所所在地	堺市東区西野42番地
指定の申請者	社会福祉法人いずみ会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区西野42番地
代表者名	本田廣明
廃止年月日	令和3年6月30日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776003184
事業所名称	居宅介護支援事業所 あんり
事業所所在地	堺市堺区大浜中町三丁13番8号
指定の申請者	合同会社あんり
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区大浜中町三丁13番8号
代表者名	山崎朋子
廃止年月日	令和3年10月31日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776502995
事業所名称	ケアメディ居宅介護支援事務所
事業所所在地	堺市北区百舌鳥赤畑町一丁37番地10 5F
指定の申請者	ケアアンドメディカル株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁37番地10
代表者名	中村友彦
廃止年月日	令和3年11月17日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776502920
事業所名称	スギケアプランセンター新金岡
事業所所在地	堺市北区長曾根町720番地1
指定の申請者	スギメディカル株式会社
主たる事務所の所在地	東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号
代表者名	杉浦伸哉
廃止年月日	令和3年11月30日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776302768
事業所名称	ひとしケアプランセンター
事業所所在地	堺市西区鳳東町1-70-1
指定の申請者	株式会社ジン・テック
主たる事務所の所在地	大阪府大阪狭山市大野台七丁目10番1号
代表者名	陣内公弥子
廃止年月日	令和3年12月15日
サービスの種類	居宅介護支援

## 堺市告示第85号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2770102784
事業所名称	ヘルパーステーション・おおみの
事業所所在地	堺市東区西野42番地
指定の申請者	社会福祉法人いずみ会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区西野42番地
代表者名	本田廣明
廃止年月日	令和3年6月30日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776301539
事業所名称	はんわ福祉事業部
事業所所在地	堺市西区鳳東町七丁822番地1 光大ビル205号
指定の申請者	阪和ホーム株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳東町七丁822番地1 光大ビル
代表者名	永園功治
廃止年月日	令和3年10月30日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776301539
事業所名称	はんわ福祉事業部
事業所所在地	堺市西区鳳東町七丁822番地1 光大ビル205号
指定の申請者	阪和ホーム株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳東町七丁822番地1 光大ビル
代表者名	永園功治
廃止年月日	令和3年10月30日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776103562
事業所名称	訪問介護はーとふる
事業所所在地	堺市中区土師町四丁25番8号2階
指定の申請者	合同会社はーとふる
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土師町四丁25番8号2階
代表者名	香味慶太
廃止年月日	令和3年10月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776503001
事業所名称	ケアメディ訪問介護
事業所所在地	堺市北区百舌鳥赤畑町一丁37番地10 5F
指定の申請者	ケアアンドメディカル株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁37番地10
代表者名	中村友彦
廃止年月日	令和3年11月17日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776401255
事業所名称	ケアセンターももの木
事業所所在地	堺市南区赤坂台四丁20-6
指定の申請者	有限会社愛施多
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区赤坂台四丁20-6
代表者名	樋上美千代
廃止年月日	令和3年11月30日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766590356
事業所名称	スギ訪問看護ステーション新金岡
事業所所在地	堺市北区長曾根町720番地1
指定の申請者	スギメディカル株式会社
主たる事務所の所在地	東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号
代表者名	杉浦伸哉
廃止年月日	令和3年11月30日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776103570
事業所名称	ゆい訪問介護サービス深井
事業所所在地	堺市中区深井東町373番地1
指定の申請者	株式会社NORTH SIDE
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区中瓦町一丁2-5
代表者名	北川昌
廃止年月日	令和3年12月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776003499
事業所名称	ゆい訪問介護サービス堺東
事業所所在地	堺市堺区中瓦町一丁2-16
指定の申請者	株式会社NORTH SIDE
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区中瓦町一丁2-5
代表者名	北川昌
廃止年月日	令和3年12月31日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776003887
事業所名称	ゆい訪問介護サービスもず
事業所所在地	堺市堺区旭ヶ丘中町一丁5-9
指定の申請者	株式会社NORTH SIDE
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区中瓦町一丁2-5
代表者名	北川昌
廃止年月日	令和3年12月31日
サービスの種類	訪問介護

堺市告示第86号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定介護予防サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2776301539
事業所名称	はんわ福祉事業部
事業所所在地	堺市西区鳳東町七丁822番地1 光大ビル205号
指定の申請者	阪和ホーム株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳東町七丁822番地1 光大ビル
代表者名	永園功治
廃止年月日	令和3年10月30日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776301539
事業所名称	はんわ福祉事業部
事業所所在地	堺市西区鳳東町七丁822番地1 光大ビル205号
指定の申請者	阪和ホーム株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳東町七丁822番地1 光大ビル
代表者名	永園功治
廃止年月日	令和3年10月30日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2766590356
事業所名称	スギ訪問看護ステーション新金岡
事業所所在地	堺市北区長曾根町720番地1
指定の申請者	スギメディカル株式会社
主たる事務所の所在地	東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号
代表者名	杉浦伸哉
廃止年月日	令和3年11月30日
サービスの種類	介護予防訪問看護

## 堺市告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2796000111
事業所名称	街かどケアホームまなか
事業所所在地	堺市堺区緑ヶ丘中町1-4-25
指定の申請者	株式会社JAWA
主たる事務所の所在地	東京都港区港南一丁目7番18号
代表者名	高松清
廃止年月日	令和3年3月31日
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号	2796600068
事業所名称	デイサービスみき
事業所所在地	堺市美原区真福寺98番地6
指定の申請者	一般社団法人福祉創造助成事業団
主たる事務所の所在地	大阪府堺市美原区真福寺98番地6
代表者名	田中樹里穂
廃止年月日	令和3年10月20日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2776600237
事業所名称	アップケア美原デイサービス
事業所所在地	堺市美原区小寺69番地8
指定の申請者	株式会社ウェルリーフ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市美原区大饗60番地3
代表者名	大宅貴博
廃止年月日	令和3年10月31日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2776401248
事業所名称	デイサービスももの木
事業所所在地	堺市南区赤坂台四丁20-6
指定の申請者	有限会社愛施多
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区赤坂台四丁20-6
代表者名	樋上美千代
廃止年月日	令和3年11月30日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2796400253
事業所名称	故郷デイサービス
事業所所在地	堺市南区御池台四丁7番地2
指定の申請者	株式会社永愛
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区御池台四丁7番地2
代表者名	山石秋子
廃止年月日	令和3年11月30日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2776200335
事業所名称	すみれケアセンター北野田
事業所所在地	堺市東区草尾1435番地1
指定の申請者	株式会社ウエル
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区草尾1435番地1
代表者名	藤原達也
廃止年月日	令和3年12月31日
サービスの種類	地域密着型通所介護

## 堺市告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第115条の20第2号の規定により告示する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2796000111
事業所名称	街かどケアホームまなか
事業所所在地	堺市堺区緑ヶ丘中町1-4-25
指定の申請者	株式会社JAWA
主たる事務所の所在地	東京都港区港南一丁目7番18号
代表者名	高松清
廃止年月日	令和3年3月31日
サービスの種類	介護予防認知症対応型共同生活介護

堺市告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

- |   |        |                                      |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 路 線 名  | 菩提222号線                              |
| 2 | 指定する区間 | 東区菩提町1丁183番3地先から<br>東区菩提町1丁176番4地先まで |
| 3 | 指定する期日 | 告示の日                                 |

堺市告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

- |   |           |    |
|---|-----------|----|
| 1 | 道 路 の 種 類 | 市道 |
|---|-----------|----|

- |   |             |                                       |
|---|-------------|---------------------------------------|
| 2 | 路 線 名       | 菩提222号線                               |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 幅員 4.00m～6.51m<br>延長 184.37m          |
| 4 | 供用開始の区間     | 東区菩提町1丁165番10地先から<br>東区菩提町1丁176番4地先まで |



堺市告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

- |   |             |          |
|---|-------------|----------|
| 1 | 道 路 の 種 類   | 市道       |
| 2 | 路 線 名       | 別紙調書のとおり |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |
| 4 | 供用開始の区間     | 別紙調書のとおり |

市道路線区域決定調書

整理番号	路線名	起 終 点 点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
ハ1056	土師220号線	中区土師町2丁102番7地先 中区土師町2丁102番7地先	6.70	21.79	
ノ130	野尻64号線	東区野尻町551番5地先 東区野尻町319番12地先	5.70	30.50	
ヒ965	日置荘原寺64号線	東区日置荘原寺町75番46地先 東区日置荘原寺町75番46地先	4.70	22.40	
フ594	上草部2号線	西区上615番18地先 西区草部1544番21地先	4.70	58.64	
ヘ7073	和田東3号線	南区和田東762番17地先 南区和田東762番17地先	5.70	60.07	
セ884	南花田70号線	北区南花田町563番16地先 北区南花田町563番13地先	4.70	8.77	

公 告

堺市公告第146号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和4年3月1日 第E-17号
- 2 対象区域 堺市南区原山台4丁6番1から7まで、9から16まで、23、24及び37から46まで

堺市公告第147号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和4年2月24日 第E-9号
- 2 対象区域 堺市南区原山台5丁3番

- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区黒山584番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市北区金岡町3001番地18  
株式会社ゆずの佳  
代表取締役 矢田 まゆみ

~~~~~

堺市公告第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区大饗370番1及び東区日置荘北町二丁273番18

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市西区北堀江一丁目14番9号4階  
株式会社プランテージ  
代表取締役 森 健一

堺市公告第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月11日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市中区小阪135番1の一部及び138番4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区八田寺町141番地48  
森内 敏弘

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第47号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月11日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1220号  
廃 止 年 月 日 令和4年2月21日  
事 業 者 の 名 称 今木 太一  
事 業 者 の 住 所 堺市西区菱木1丁2233番地57  
事 業 所 の 名 称 アイエム住設  
事 業 所 の 所 在 地 河内長野市寿町5-39

## 監査委員公表

堺市監査委員公表第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月11日

堺市監査委員 三 宅 達 也  
同 田 渕 和 夫  
同 藤 坂 正 則  
同 播 磨 政 明

行管第1378号

令和4年2月15日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年12月22日付け監査委員報告第12号 工事監査

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査(工事監査)	
監査実施期間	令和3年9月29日～令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	建築都市局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4 堺保健センター・市民駐車場建設外工事                      5 (仮称)堺市総合防災センター建設工事                      6 石津鉄筋住宅耐震補強ほか工事                      以下のとおり意見を付す。</p> <p>本工事において設置した昇降機設備の積算価格は、3者の製造業者の見積価格を参考に算定している。</p> <p>その積算価格は、受注者の下請契約金額と比較して、約2倍の価格となっていた。また、「5(仮称)堺市総合防災センター建設工事」及び「6 石津鉄筋住宅耐震補強ほか工事」の昇降機設備の積算価格においても、それぞれ約1.7倍、約2.4倍の価格となっていた。</p> <p>見積りから積算価格を算定する場合は、取引状況等(実勢価格帯)が適切であるかを確認したうえで、価格を決定されたい。</p>	<p>当該3件の工事で設置した昇降機設備は、設計業務の仕様に基づき3者の製造業者から取得した見積書を参考に、積算価格を算定しております。</p> <p>平成30年度から令和3年度発注済み12件の昇降機設備の調査を行ったところ、同様に価格の差が認められました。</p> <p>従って本市は、製造業者に対して、市中における取引状況等のヒアリングを実施致しました。</p> <p>その結果、工事受注者との契約金額は、受注規模、取引状況及び企業努力などを勘案した結果に依るため、見積価格と開きがあるとの回答を得ました。</p> <p>この実態を踏まえて、製造業者に、今後、設計に伴う見積書を作成する際、現場の実態をより反映した見積価格となるよう求めました。</p> <p>今後は、製造業者から提出される見積価格を踏まえ、実勢価格や現場の実態をよりの確に反映し、昇降機設備の適正な積算価格の算定を行ってまいります。</p>	<p>建築部                      建築課</p>

<p>7 鳳保健文化センター改修工事</p> <p>本工事において、既存煙突内部のアスベスト撤去工事を行っている。</p> <p>撤去工事は、設計委託した設計事務所が3者見積りを徴収し、その見積価格を参考に市が積算価格を算定している。</p> <p>3者見積りの内容を調査したところ、設計数量が実施工と異なっており過大となっていた。</p> <p>積算価格の算定の誤りを繰り返さないよう、見積りから積算価格を算定する場合は、数量の確認を厳密に行い、見積り内容を精査したうえで適正な積算を行う必要がある。</p>	<p>本工事におけるアスベスト撤去工事は、設計受注者が撤去面積の数量を算定し、内訳明細書に入力した成果品を、当課が検収して工事発注したものです。</p> <p>数量の算定誤りに気付かなかった原因としては、設計受注者及び当課による算定過程の確認が不十分であったことによるものです。</p> <p>このことから、職員に対して、指摘事項の情報共有を令和4年1月5日に行うとともに、今年度発注済みの設計受注者に、指摘事項を参考事例として、算定過程の確認をより徹底するよう周知致しました。</p> <p>また、設計受注者に対しては、令和4年1月13日に指摘事項の嚴重注意を行いました。</p> <p>数量の算定誤りを繰り返さないため、職員には、積算に関する知識不足など、その原因を踏まえた積算を習熟するよう、営繕技術専任職員（スペシャリスト）による建築数量積算基準などを活用した研修を令和4年1月中に実施致しました。</p> <p>今後も、職員の技術力向上に努め、適切な積算業務を行ってまいります。</p>	<p>建築部 建築課</p>
---	--	--------------------